

# 旅行条件

お申し込みの前に、この旅行条件と各コースの内容を必ずお読みください。

## 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、(株)りんくう観光(以下「当社」といいます)が募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 募集型企画旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- 当社は、募集型企画旅行契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### (手配代行者)

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 2. 旅行の申込み

- 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- 前号の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

### (電話等による予約)

- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様が当社が予約の承諾の旨を通知した後、**5日以内に当社に申込書と申込金を提出して頂きます。**
- 申込書と申込金の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
  - お客様が期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約はなかったものとして取り扱います。

旅行代金	25,000円 以下の場合	75,000円 以下の場合	150,000円 以下の場合	150,001円 以上の場合
お申込金	5,000円	15,000円	30,000円	50,000円

## 3. 申込条件

- 18歳未満の方は保護者の同意が必要です。  
15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。  
75歳以上の方は健康診断書の提出をお願いする点もあります。また、ご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とする場合があります。
- 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件と合致しない場合は、申込みをお断りする場合があります。
- 身体障害者の方、血圧異常等の慢性疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害しておられる方はその旨お申し出ください。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、妊娠中の方は、医師の健康診断書を提出していただきます。いずれの場合も、現地事情や併発疾患等の状況により団体行動に支障をきたすと当社が判断した場合は、申込みをお断りさせていただくか、または介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- 5お客様が都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けする場合があります。
- 6お客様が都合により旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員(ツアラー)若しくは係員にご連絡していただきます。
- 7お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断した場合は、申込みをお断りする場合があります。
- 8その他当社の業務上の都合があるときは、申込みをお断りする場合があります。

## 4. 旅行契約の成立時期

募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し第2項の申込金を受理した時に成立するものとします。

## 5. 確定書面(最終日程表)の交付

当社は、確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)を運送とも旅行開始日の前日までに交付いたします。(原則としてピーク時期等の特定時期の出発をのぞいて7日までに交付いたします。)但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、7日目に当たる日以降に募集型企画旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日当日に交付する場合があります。又、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

## 6. 残金のお支払い

国内旅行お申し込みの方は、ご出発の14日前迄に申込金を差し引いた旅行代金残金を専用振込み用紙にてお振込み願います。外国旅行お申し込みの方には、請求書をお送りいたしますので、出発の30日前までに、申込金を差し引いた旅行代金残金、渡航手続き等手数料、海外旅行傷害保険料、国内空港施設使用料など、諸費用を一括してお支払い願います。

## 7. 渡航手続き等のご案内(外国旅行お申し込みの方)

- 1 旅券(パスポート)が必要です。
- 2 査証の必要なコースがあります。詳細はお問い合わせください。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に必要なかどうかの確認・査証取得はお客様のご責任でおこなってください。これら渡航手続き等の旅行については、当社が渡航手続料金をいただいております。

### 保険加入のお勧め

海外旅行傷害保険のご加入をお勧めいたします。とくにスキー・ハイキング等で予めせぬトラブルや盗難に備え、原則として、ご加入をお願いしております。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

国内旅行/パンフレットに記載された日程の交通費、宿泊費、食事代のほか、添乗諸経費、消費税等を含みます。  
外国旅行/①旅行にともなうエコノミークラス航空運賃②現地における移動・送迎の交通機関運賃③ホテル宿泊費(原則的に2人部屋)④行程表に明記された、食事、観光料金⑤原則的に1人1個(太平洋路線については2個)の手荷物(スーツケース等)の全行程の運搬料金(重量・大きさ制限があります。詳しくはお問い合わせ下さい。)  
⑥団体行動中のサービス料(チップ)。⑦ツアラー・ガイド同行の場合それに必要な諸経費。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

①渡航手続き諸費用②任意の旅行傷害保険料③旅行代金内訳欄に明記されない食事代・観光費用・スキー料、ロープウェイ料金④通信・クリーニング・飲物その他の個人的諸支出およびサービス料⑤制限以上の超過航空手荷物運賃⑥定員外のホテル使用料金、その他特別手配経費など⑦関税⑧国内空港施設使用料・各国空港出国税及び空港施設使用料は旅行代金の残金に合わせてお支払いいたします。⑨運送機関の課す付加運賃・料金⑩羽田〜成田間のリムジンバス代金⑪査証(ビザ)取得料。

## 10. 契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 11. 旅行代金の額の変更

募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金(以下本条で「適用運賃・料金」といいます。)が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した内容において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合は、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

- 2 当社は、前号の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 3 当社は、第1号の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又これらを支払わなければならない費用を含みます。)の減少または増加が生じる場合(費用の増加が、運送、宿泊機関が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合には、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 12. お客様の交替

当社と募集型企画旅行契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。  
2 お客様は、前号に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。  
3 第1号の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## 13. お客様の解除権

お客様は、いつでも別表第1および第3に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。  
2 お客様は、次に掲げる場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

- (1) 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - (2) 第11項2号の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
  - (4) 当社がお客様に対し、第5項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
  - (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 3 お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは又は当社がその旨を告げたときは、第1号の規定

にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(別表第1)

(旅行業約款第15条第1項関係)

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料	
	国内旅行	外国旅行
ピーク時の旅行で40日目に当たる日以降の解除	無料	旅行代金の10%
30日目に当たる日以降の解除	無料	旅行代金の10%
20日目に当たる日以降の解除 国内の日帰り旅行にあっては10日目	旅行代金の20%	旅行代金の20%
7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
旅行開始日の前々日以降の解除	旅行代金の40%	旅行代金の50%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の50%
当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡の不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

備考 ★取消料の金額は、契約書面に明示します。  
★ピーク時とは12/20〜1/7、4/27〜5/6、7/20〜8/31をいいます。

## 14. 当社の解除権等一旅行開始前の解除

当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

- (1) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) お客様が病氣、必要な介助者の不在の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められるとき。
- (4) お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (5) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目(日帰り旅行については、3日目に当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目(別表第1)に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

- (6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれ極めて大きいとき。
- (7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

2 お客様が第6項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合お客様は、当社に対し、第13項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

## 15. 当社の解除権一旅行開始後の解除

当社は、次に掲げる場合、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。

- (1) お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由で旅行の継続に耐えられないとき。
  - (2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員(ツアラー)その他の者による当社指示への違反、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行または脅迫により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2 当社が前号の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 3 当社は、1号(1)及び(3)の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。

## 16. 旅行代金の払戻し

当社は、第11項第3号から第5号までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3号の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

## 17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第14条第1項または第3号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費

用は、お客様の負担とします。

## 18. 団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

## 19. 契約責任者

当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該責任者との間で行います。

- 1 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 2 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される責務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 3 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が専任した構成者を契約責任者とみなします。

## 20. 旅程管理（払戻に関わる一文）

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を受けられないために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅程日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 21. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならない。

## 22. 添乗員（ツアーリーダー）等の業務

当社は、旅行の内容により添乗員（ツアーリーダー）その他の者を同行させて第17項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。2前号の添乗員その他の者が前号の業務に従事する時間帯は、原則として8時までとします。

## 23. 保護措置

当社は旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定した期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

## 24. 当社の責任及び免責事項

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は第4条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内の当社に対して通知があったときに限ります。

- 2 お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内の、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様一名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 25. 特別補償

当社は、別添特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に被った一時的損害について、あらかじめ定める額の保証金および見舞金を支払います。2前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において当社が支払うべき前項の保証金は当該損害保証金とみなします。3前項の規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。

4 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

## 26. 旅程保証

当社は、別表第2左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に別表第2右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第24項第1号の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

- (1) 次に掲げる事由による変更
    - イ. 天災地変
    - ロ. 戦乱
    - ハ. 暴動
    - ニ. 官公署の命令
    - ホ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - ト. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - チ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- (2) 第13項から第15項までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- 2 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
  - 3 当社が第1号の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第24項第1号の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならない。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 27. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければならない。

- 2 お客様は募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならない。
- 3 お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスが円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

## 28. 航空機その他の交通機関について

- 運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、また、これらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮及び観光箇所の変更、削除などが生じる場合もあります。このような場合、責任は負いませんが、当初日程に従った旅行サービスがお受けになれるよう手配努力致します。
- 航空機の座席配列により、グループ、キャンセルの方でも隣あわせにならない場合があります。例えば、ジャンボ機の場合3・4・3席の座席配列の為、通路をはさんだり、前後の座席となる場合があります。
- 観光および空港～ホテル間の送迎バスはコースにより、他のコースのお客様と一緒になる場合があります。また、少人数の場合、セダンや小型バスを使用することもあります。

## ★お部屋について

- 3名様1部屋（トリプル）ご利用の場合
- 2人部屋（ツインルーム）に簡易ベッドを2枚、3名様でご利用いただくため手狭となります。簡易ベッドの入れ入れ時刻は夜遅くなるのが一般的です。また、旅行代金の割引はありません。なお、ホテルによっては簡易ベッドの数や現地事情によりご利用できない場合もあります。その際は他の方と相部屋になるか、お1人部屋を希望していただくこととなります。
- お1人部屋ご希望の場合
  - 追加料金に承ります。原則としてダブルベッドルームとなりますが、ツインルームを利用する場合があります。また、混雑時によっては確保できない場合もございます。その場合は他の方と相部屋になります。
  - お1人または奇数人数でご参加になり、お1人部屋を希望にならない場合のお客様と相部屋になり、追加料金は必要ありませんが、他に相部屋希望のお客様がない場合は、1人部屋はより追加料金が必要となります。
- ★添乗員（ツアーリーダー）について
  - 添乗員（ツアーリーダー）の同行の有無は、各々のコースのご案内の中で明示してあります。添乗員（ツアーリーダー）が同行しない国内募集型企画旅行につきましては、乗車券・クーポン券の交付をもって、確定書面の交付がされたものといたします。
- ★市内観光、オプションツアーについて
  - 施設の休館、その他現地事情や天候により、観光箇所の変更または

(別表第2)

(旅行業約款第29条第1項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金等のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額を契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行に通知した場合は、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行に通知した場合は、これを「確定書面」が交付された場合は、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、確定書面の記載内容と確定書面内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注3 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものとする場合は、この表を適用しません。

注4 第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

注5 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

(別表第3)

(旅行業約款第15条第1項関係)

取消時間		取消料
		チャーター便
起算して、さかのぼって	旅行開始日の前日	
	60日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
	30日目にあたる日以降～21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
20日目にあたる日以降～4日目にあたる日まで	旅行代金の80%	
3日目にあたる日以降～旅行開始当日	旅行代金の100%	
3日目にあたる日以降～旅行開始後	旅行代金の100%	

は実施日が変更になる場合があります。また、それにより自由行動などに影響がある場合がありますので、ご了承ください。

## ★海外渡航関連情報について

- 渡航先（国または地域）によっては、外務省海外危険情報等、安全関係の情報が公表されている場合があります。
  - 外務省 領事サービスセンター（海外安全担当）
    - TEL: 03-5501-8162 または 03-3580-3311
  - 外務省 渡航関連情報のサイト
    - <https://www.anzen.mof.go.jp/>
  - 厚生労働省検疫所による海外渡航者のための感染症情報
    - <https://www.forth.go.jp/>
- なお、ご不明な点はお申込み窓口にお問い合わせください。

## ★個人情報の取扱いについて

弊社では、旅行申込みの際にご提出いただいたお申込み書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行の運送・宿泊機関等の手配、査証取得の手続き、その他サービスの手続き等に必要範囲内で利用させていただきます。この他、お客様への旅行商品やイベントのご案内をお届けすることを目的として、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。

## ☆旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2020年3月6日を基準としております。また、旅行代金は2020年3月6日現在有効なものと公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

- ★この条件書に定めのない事項は当該旅行業約款によります。旅行業約款（全文）をご希望の方は、ご請求ください。

●大雪山層雲峡・黒岳ロープウェイ／大雪山黒岳リフト(夏山・冬山)

●旅行業／大雪山愛山溪温泉スパ&エコロジー愛山溪倶楽部

●札幌藻岩山スキーリフト

本 社 〒060-0909 札幌市東区北9条東2丁目 ☎(011) 711-7106

層雲峡事業所 〒078-1701 上川郡上川町層雲峡 ☎(01658) 5-3031

藻岩山事業所 〒005-0040 札幌市南区藻岩山1991 ☎(011) 581-2518

愛山溪温泉 〒078-1700 上川郡上川町字愛山溪 ☎(01658) 9-4525

旅行事業部・札幌営業所（本社内）

●お問い合わせは

旅行企画・実施

# りんゆう観光

Rinyu Corp. よろこびひろげる

日本旅行業協会正会員 ●ポンド保証会員

アルパインツアーサービス(株)北海道地区総代理店

観光庁長官登録旅行業第923号

総合旅行業務取扱管理者 植田 拓史

札幌営業所／〒060-0909

E-mail: [travel@rinyu.jp](mailto:travel@rinyu.jp) (URL) <http://www.rinyu.co.jp>

札幌市東区北9条東2丁目 TE L.0 11-7 11-7106

北海道の風土・文化アーカイブズウェブマガジン カムイミントラ <http://kamumintara.net>

総合旅行業務取扱管理者として、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

この印刷物は環境にやさしい再生紙とインキを使用しています。